

一般廃棄物処理事業実態調査 (府独自調査)

内 容

- (1) 家庭ごみの収集状況(定期収集)
- (2) 家庭ごみの収集状況(拠点回収)
- (3) 家庭ごみの収集状況(集団回収)
- (4) 家庭ごみの有料化状況(定期収集ごみ)
- (5) 家庭ごみの有料化状況(粗大ごみ、直接搬入ごみ)
- (6) 事業系ごみの有料化状況
- (7) 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況
- (8) 生ごみ堆肥化容器等の補助実績(平成28年度)
- (9) 廃家電4品目及び廃パソコンの回収状況
- (10) 廃小型家電の回収状況
- (11) 水銀使用製品の回収状況
- (12) 適正処理困難物の回収状況
- (13) ごみ処理基本計画の策定状況
- (14) 生活排水処理基本計画の策定状況
- (15) 放置車両対策条例等の制定状況
- (16) ポイ捨て条例の制定状況
- (17) 資源ごみ持ち去り禁止条例の制定状況
- (18) その他廃棄物関係条例の制定状況
- (19) 廃棄物減量等推進審議会・協議会等の設置状況
- (20) 廃棄物減量等推進員の委嘱状況
- (21) 一般廃棄物の不法投棄対策
- (22) ごみ減量・リサイクル関係の取組
- (23) 事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組

1 家庭ごみの収集状況(定期収集)

平成29年4月1日現在

市町村名	分別数	可燃ごみ	不燃ごみ	スチール缶	アルミ缶	ガラス	プラスチック類				その他資源物等	有害ごみ	粗大ごみ
							ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラスチック容器			
京都市	5	燃やすごみ	－	缶・びん・ペットボトル (ガラスはびんのみ)			プラスチック製容器包装				小型金属類・スプレー缶	大型ごみ	
向日市	9	燃えるごみ	その他不燃物	空き缶		空きビン	ペットボトル	その他プラスチック			－	蛍光灯／筒型乾電池	粗大ごみ
長岡京市	13	可燃ごみ	その他不燃物	スチールカン	アルミカン	ビン(3)	ペットボトル	その他プラスチック			－	蛍光灯／筒型乾電池／スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ
大山崎町	10	もえるごみ	その他不燃物	カン		ビン	ペットボトル	容器・包装プラスチック類			－	蛍光灯／筒型乾電池／スプレー缶類・ガスライター	粗大ごみ
宇治市	13	もえるごみ	もえないごみ	缶		びん	ペットボトル	ブラマーク(プラスチック製容器包装)			新聞紙／段ボール／雑誌等／古布類	筒型乾電池／スプレー缶・カセットボンベ	臨時ごみ
城陽市	11	燃やすごみ	燃やさないごみ	空きカン		空きビン	ペットボトル	ブラマーク製品 (プラスチック製容器包装)			紙バック	廃乾電池／スプレー缶・携帯用ガスボンベ／使い捨てライター	大型ごみ
久御山町	13	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類		びん類	ペットボトル	ブラマーク製品 (プラスチック製容器包装)			紙バック	廃乾電池／スプレー缶・カセットボンベ／ライター／体温計	大型ごみ
八幡市	13	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶		空きビン	ペットボトル	発泡食品トレイ・発泡スチロール	プラスチック製容器包装		紙バック	乾電池／スプレー缶・カセットボンベ／ライター／蛍光管	大型ごみ
京田辺市	14	燃やすごみ	破碎ごみ／直接埋立ごみ／危険ごみ	空きカン		空きビン	ペットボトル	プラスチック容器包装			古紙／新聞紙／段ボール／牛乳パック	乾電池／スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ
井手町	12	燃やすごみ	その他ごみ	カン		ビン	ペットボトル／キャップ	ブラマーク容器包装			古紙／紙バック	乾電池／カセット式ボンベ缶・スプレー缶	粗大ごみ
宇治田原町	9	燃やすごみ	燃やさないごみ	飲食料缶		飲食料ガラスびん	ペットボトル	ブラマーク容器包装物			紙バック	乾電池／スプレー缶・カセットボンベ缶	－
木津川市	8	燃やすごみ	燃やさないごみ				ペットボトル	ビニール・プラスチック容器包装			ビニール・プラスチックごみ／飲料用紙バック	乾電池	粗大ごみ
笠置町	9	可燃ごみ	－	缶		びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装			古紙／古布類／その他プラスチック類	－	粗大ごみ
和束町	7	可燃ごみ	－	缶		びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装			その他プラスチック類	－	粗大ごみ
精華町	9	燃やすごみ	－	カン・鉄くず類		びん・ガラス類	ペットボトル	プラスチック製容器包装			ビニール・プラスチックごみ／古紙類／廃食用油／使用済インクカートリッジ／使用済小型家電	乾電池	粗大ごみ
南山城村	7	可燃ごみ	－	缶		びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装			その他プラスチックごみ	－	粗大ごみ
亀岡市	11	燃やすごみ	埋立てごみ	空きカン		空きビン(3)	ペットボトル	プラスチック製容器包装			－	乾電池／カセットボンベ・スプレー缶・ライター	粗大ごみ
南丹市	17	可燃ごみ	－	金属類	アルミ	ビン・ガラス・陶磁器類(6)	ペットボトル	ビニール類			紙バック／段ボール／家電類	乾電池・水銀電池等／蛍光灯・体温計等	粗大ごみ
京丹波町	17	可燃ごみ	－	金属類	アルミ	ビン・ガラス・陶磁器類(6)	ペットボトル	ビニール類			紙バック／段ボール／家電類	乾電池・水銀電池等／蛍光灯・体温計等	粗大ごみ
綾部市	14	燃やして処理するごみ	燃やさないで処理するごみ	カン類		びん類(3)	ペットボトル	白色トレイ	－	－	衣類	乾電池／蛍光灯・電球／カセットボンベ・スプレー缶／ライター	粗大ごみ
福知山市	18	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶		空きビン(3)	ペットボトル	容器包装プラスチック			紙バック／古紙類(3)／布類	乾電池等／蛍光管／スプレー缶／ライター	粗大ごみ
舞鶴市	14	可燃ごみ	その他の埋立ごみ	飲料用空き缶類		食用びん類(4)	プラスチック容器類			金属類／紙ごみ(3)	乾電池・蛍光灯・ライター・水銀体温計	粗大ごみ	
宮津市	17	燃やすごみ	燃やさないごみ(2)	カン類		ビン類(3)	ペットボトル	発泡スチロール類		プラスチック製容器包装	紙バック／段ボール／紙製容器包装	乾電池／蛍光灯／水銀灯	大型ごみ
伊根町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ／不燃ごみ	缶		ビン類	ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラスチック製容器包装	その他紙製容器包装	蛍光管／乾電池	大型ごみ／有料ごみ
与謝野町	12	可燃ごみ	不燃ごみ	缶類(飲食用)		ビン類	ペットボトル	発砲スチロール		その他プラスチック製容器包装	紙バック／段ボール／新聞／雑誌／その他紙製容器包装	－	－
京丹後市	11	可燃ごみ	不燃ごみ	空きカン		空きビン(3)	ペットボトル	その他プラスチック容器包装類			－	ボタン電池、乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電子体温計	粗大ごみ

(注) 枠内の()内数や品目を「／」で区切っているものは、分別して排出することを表す。

粗大ごみについては、定期収集のほか事前申込等による収集も含む。

2 家庭ごみの収集状況(拠点回収)

平成29年4月1日現在

市町村名	回収対象	拠点の設置場所
京都市	(1) 古紙(新聞・ダンボール) (2) 雑がみ (3) 紙パック (4) 使用済てんぷら油 (5) 古着類 (6) 乾電池 (7) ボタン電池 (8) 充電式電池 (9) 蛍光管 (10) 水銀体温計・水銀血圧計 (11) 小型家電 (12) 記憶媒体類 (13) インクカートリッジ (14) リユースびん (15) 刃物類 (16) 使い捨てライター (17) 陶磁器製の食器 (18) せん定枝	(1)～(16)各区役所・支所内のエコまちステーションや各まち美化事務所、公共施設、京都市内の協力店 等 ※ 拠点によって回収品目は異なる。 (17)・(18) 移動式拠点回収
向日市	(1)水銀血圧計、水銀体温計 (2)乾電池 (3)缶、ビン、ペットボトル (4)廃食油 (5)紙パック	(1)市役所 (2)市役所 (3)市役所 (4)市役所 (5)市役所、公民館、コミュニティセンター、保育所等
長岡京市	紙パック、新聞、雑誌、段ボール、水銀体温計、水銀血圧計	市役所
大山崎町	水銀(体温計、温度計、血圧計)	町役場
宇治市	(1)紙パック (2)てんぷら油 (3)ペットボトルキャップ (4)蛍光管 (5)小型家電	(1)集会所、公民館、コミュニティセンター、市役所庁舎等 (2)～(5)公民館、コミュニティセンター、市役所庁舎等
城陽市	(1)廃食用油 (2)使用済小型家電 (3)廃蛍光管	(1)市役所、市公共施設、保育園、幼稚園、コミセン、老人福祉施設、協力自治会、スーパー等 (2)市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設 (3)市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設
久御山町	(1)使用済みてんぷら油 (2)ペットボトルキャップ (3)使用済小型家電	(1)町役場、自治会公会堂等 (2)町役場、町関連公共施設、商工会 (3)町役場、町関連公共施設
八幡市	食用廃油	公共施設等
京田辺市	紙パック、小型家電	公民館、公共施設等
井手町	廃食用油	学校給食センター
宇治田原町	(1)廃食油・ペットボトルキャップ (2)使用済小型家電	(1)町役場、公民館等 (2)町役場、総合文化センター、宇治田原郵便局
木津川市	(1)ペットボトル(木津・山城地域) (2)紙パック(木津・山城地域) (3)乾電池(全域) (4)使用済小型家電(全域) (5)インクカートリッジ(全域)	(1)(2)(3)各公共施設、集会所、スーパー等 (4)市役所、支所、出張所 (5)市役所、支所、出張所、リサイクル研修ステーション
笠置町	乾電池 使用済小型家電	公民館等(年2回) 役場第2庁舎内(使用済小型家電:回収ボックス設置)
和束町	乾電池、白色トレイ	公民館等、商店等
精華町	ペットボトル、古紙類、使用済乾電池、 廃食用(天ぷら)油、インクカートリッジ 使用済小型家電	各地区集会所等 役場・コミュニティーホール・町立体育館、地域福祉施設(インクカートリッジ・使用済小型家電)
南山城村	乾電池 使用済小型家電	各区廃乾電池回収ボックス(公民館等) 役場庁舎2階
亀岡市	ペットボトル、蛍光管、紙パック、小型家電、 水銀体温計・水銀血圧計	スーパー等(ペットボトル) 家電小売店(蛍光管) 市役所(紙パック) 市施設(小型家電、水銀体温計・水銀血圧計)
南丹市	(1)古紙、段ボール、古布、紙パック、 バッテリー(自動車、単車用) (2)廃食用油	(1)資源の館(月1回) (2)市役所、支所、公民館等
京丹波町	(1)インクカートリッジ (2)廃食用油	(1)町役場、支所 (2)町役場
綾部市		
福知山市	廃食用油	環境パーク
舞鶴市	(1)牛乳パック、トレイ、廃電池、空き缶、 空きびん、ペットボトル (2)古紙 (3)小型家電	(1)(2)回収協力店(スーパー、小売店等) (2)市役所及び支所2ヶ所 (3)市役所、支所等公共施設6ヶ所
宮津市	使用済み天ぷら油	市役所、各地区連絡所
伊根町	使用済み天ぷら油	町内各所
与謝野町	使用済み天ぷら油	町役場
京丹後市	使用済小型電子機器 使用済み天ぷら油※	市庁舎(6箇所)、図書館・地域公民館(6箇所)、 廃棄物処理施設(5か所) (※市庁舎6箇所)

(注)回収拠点の登録や回収ボックスの設置など、自治体が関与しているもの

3 家庭ごみの収集状況(集団回収)

平成29年4月1日現在

市町村名	回収ごみの種類	報奨金額	平成28年度			平成29年度 予算額(千円)
			団体数	回収実績(t)	決算額(千円)	
京都市	古紙、古布、缶、びん、その他	1万円又は1万5千円/年・団体 ※開始月で一定減額	2,639	22,031	39,092	43,148
	使用済てんぷら油	1拠点目5千円、2拠点目以降1,500円 ※開始月で一定減額	(拠点数) 1,895	173	3,766	4,230
向日市	－					
長岡京市	古紙、段ボール、牛乳パック、 雑誌、古繊維等	2円/kg、10,000円/団体	84	2,095	5,029	5,600
大山崎町	－					
宇治市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	532	8,834	44,172	46,500
城陽市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg、2,000円/団体	138	3,661	18,582	20,619
久御山町	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	47	501	2,503	2,725
八幡市	古紙、古布、段ボール、雑誌	4円/kg	66	1,983	7,905	8,500
京田辺市	カンビン、古紙、古布、段ボール	紙・布6円/kg、カンビン3円/kg	82	2,227	13,215	14,004
井手町	古紙、古布、牛乳パック、段 ボール	5円/kg	7	131	656	1,210
宇治田原町	新聞紙、雑誌類、段ボール、古 布	5円/kg	14	456	2,279	2,700
木津川市	新聞、雑誌、古布、牛乳パッ ク、段ボール	5円/kg	157	2,308	11,539	15,000
笠置町	－					
和束町	古紙、古布、牛乳パック、段 ボール、アルミ缶	7円/kg	17	158	1,103	1,400
精華町	新聞、雑誌、段ボール、牛乳 パック、古布、アルミ缶、その他 のリサイクルできる紙	1円/kg(年12回実施及び団体自ら回収時 は単価加算)	46	1,726	3,569	4,006
南山城村	－					
亀岡市	新聞・雑がみ・段ボール・古布	4円/kg	174	2,869	12,568	12,386
南丹市	新聞、雑誌、古布、段ボール	(5円－業者買取単価) × 回収量(kg)	49	415	1,519	1,800
京丹波町	古紙(新聞紙、雑誌、段ボ－ ル、紙パック)、古布	5円/kg以内(5円－業者買取単価) × 回収量(kg)	26	134	432	530
綾部市	新聞紙、雑誌、段ボール、その 他紙類、古布	団体3円/kg	70	1,241	3,722	4,070
福知山市	古紙、古布、段ボール、カンビ ン・鉄くず、牛乳パック、廃食用 油	4円/kg、廃食用油4円/ℓ	116	2,085	8,341	9,878
舞鶴市	アルミ類、古紙(新聞、雑誌、 牛乳パック、段ボール)、古布、 廃食用油	3円/kg(廃食用油にあつては5円/ℓ)	64	883	2,003	2,951
宮津市	古紙、古布、牛乳パック、段 ボール	2円/kg	117	887	1,775	2,000
伊根町	ビン、古紙(新聞、雑誌)、古 布、段ボール、牛乳パック	4円/kg	5	133	533	570
与謝野町	カン、ビン、古紙、古布、段ボ－ ル、牛乳パック、廃食用油	3円/kgまたは逆有償補填(1/2以内で上 限3円/kg)	24	626	1,785	1,900
京丹後市	新聞・雑誌・段ボール・紙パッ ク・雑がみ	5円/kg＋逆有償補填	53	2,253	11,265	12,500
実施市町村		合計	4,527	57,810	197,353	218,227

(注)報奨金制度等により自治体が関与しているもの

4 家庭ごみの有料化状況(定期収集ごみ)

平成29年4月1日現在

市町村名 (事務組合)		可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ		有料化の導入 時期等
		区分	手数料又は袋価格	区分	手数料又は袋価格	区分	手数料又は袋価格	
京都市		1	【家庭ごみ】 450円/10枚(45L) 300円/10枚(30L) 200円/10枚(20L) 100円/10枚(10L) 50円/10枚(5L)			1	【缶・びん・ペットボトル・ プラ容器】 110円/5枚(45L) 75円/5枚(30L) 50円/5枚(20L) 25円/5枚(10L)	18年10月
城南 乙訓	向日市	—		—		—		
	長岡京市	—		—		—		
	大山崎町	—		—		—		
	宇治市	4		4		4		
	城陽市	4	特に半透明は、白色に限 定	4	特に半透明は、白色に限 定	4	特に半透明は、白色に限 定	
	久御山町	4		4		4		
	八幡市	2	1回あたり45L以内の透明 袋(白色半透明袋可)×2袋 まで無料、それを超える場 合は指定袋(150円/枚)	2	1回あたり45L以内の透明 袋(白色半透明袋可)×2袋 まで無料、それを超える場 合は指定袋(150円/枚)	—		
		井手町	4	4		4		
		宇治田原町	4	4		4		
京田辺市		4		4		4		
相 西	木津川市	4		4		4		
	精華町	4		4		4		
相 楽 東	笠置町	1	300円/10枚(45L) 200円/10枚(30L) 150円/10枚(15L)	—		1	【プラ容器】 100円/10枚(45L)	11年4月
	和束町	1		—		1		
	南山城村	1		—		1		
亀岡市		1	400円/10枚(40L) 300円/10枚(30L) 200円/10枚(20L) 100円/10枚(10L)	1	300円/10枚(30L) 150円/10枚(15L)	—		15年9月
船 井	南丹市	1	777円/10枚(45L) 648円/10枚(30L) 324円/10枚(15L)	—		1	【ブラ、ビニール類】 324円/10枚(45L)	H26年4月改正
	京丹波町	1		—		1		
綾部市		1	308円/10枚(45L)(平型) 206円/10枚(30L)(平型) 144円/10枚(20L)(平型) 288円/10枚(30L)(U型)	1	308円/10枚(45L)(平型) 206円/10枚(30L)(平型) 144円/10枚(20L)(平型) 288円/10枚(30L)(U型)	—		11年9月(可燃・ 平型) 15年9月(不燃・ 平型) 27年10月(U型)
福知山市		1	432円/10枚(45L) 324円/10枚(30L) 162円/10枚(20L)	1	432円/10枚(45L) 324円/10枚(30L) 162円/10枚(20L)	1	【容器プラ】 324円/10枚(45L) 216円/10枚(30L) 108円/10枚(20L)	13年2月
舞鶴市		1	395円/5枚(90L) 400円/10枚(45L) 260円/10枚(30L) 170円/10枚(20L) 80円/10枚(10L)	—		—		17年10月
宮津市		1	450円/10枚(45L) 300円/10枚(30L) 300円/20枚(15L)	1	【ビニール・プラ類】 450円/10枚(45L) 300円/10枚(30L) 150円/10枚(15L) 【ガラス・金属類】 450円/10枚(45L) 150円/10枚(15L)	3	【発泡スチロール】 185円/10枚(45L) 【紙製容器】 320円/20枚(45L) 【プラ容器】 320円/20枚(45L) 258円/20枚(30L)	18年10月
伊根町		3	388円/20枚(大) 388円/40枚(中) 345円/50枚(小)	4		3	248円/10枚(大) 172円/10枚(小)	
与謝野町		3	224円/20枚(大) 180円/30枚(小) 163円/50枚(手提)	3	266円/20枚(大) 155円/20枚(小)	3	【ペット、発泡、紙製容 器、その他プラ容器】 190円/20枚(大) 【びん、缶】 168円/20枚(大) 166円/20枚(小)	
京丹後市		1	300円/10枚(45L) 200円/10枚(30L) 150円/10枚(20L)	1	300円/10枚(45L) 200円/10枚(30L)	—		16年4月 (合併時に統一) 22年から不燃ご みの有用化実施

(注)「区分」欄の説明

- 1 : 量に関わらず有料(指定袋代金として処理手数料を徴収している)
- 2 : 一定量まで無料(袋指定なし)、それを超える場合のみ有料(指定袋あり)
- 3 : 指定袋はあるが袋代金程度の価格とし、手数料としては徴収していない
- 4 : 有料ではないが、透明・半透明の袋の使用を求めている。
- : 有料化は未実施であり、指定袋もない

5 家庭ごみの有料化状況(粗大ごみ、直接搬入ごみ)

平成29年4月1日現在

市町村名 (事務組合)		粗大ごみ		直接搬入ごみ	
		有料化 の有無	収集及び処理手数料	有料化 の有無	受入対象と処理手数料
京都市		○	品目別定額制 (400～2,400円)	○	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 100kgまで 1,000円/100kg 101kgから600kgまで 1,500円/100kg 601kgから 2,000円/100kg
乙訓	向日市	○	品目別定額制 (500～3,000円)	○	可燃・粗大ごみ 1,400円/100kg
	長岡京市	○	品目別定額制 (500～3,000円)	○	
	大山崎町	○	品目別定額制 (500～3,000円)	○	
城南	宇治市	△	臨時ごみとして収集する場合のみ 有料 (200円/100L)	○	可燃ごみ 1,500円 (税込) /100kg 土砂等 1,200円 (税込) /100kg 処理困難物 2,250円 (税込) /100kg 不燃ごみ 1,420円 (税抜) /100kg
	城陽市	○	品目別定額制 (100～1,000円)	○	可燃・不燃ごみ 1,500円/100kg 土砂等 1,200円/100kg 処理困難物 2,250円/100kg
	久御山町	○	特別収集として依頼する場合のみ 収集手数料 (2tダンプ1台 10,000円)	○	
	八幡市	○	品目別定額制 (100～500円) *1	○	
	井手町	×		○	
	宇治田原町	×		×	
京田辺市		○	品目別定額制 (400～2,400円)	○	可燃ごみ 150円/10kg 埋立ごみ 150円/10kg 粗大ごみ 品目別定額制
相楽西	木津川市	△	特別収集として依頼する場合のみ 収集手数料 (車両1台4,000円)	○	可燃ごみ26円/kg (搬入許可書があれば無料) 畳35円/kg 粗大ごみ (搬入許可書があれば無料)
	精華町	△	特別収集として依頼する場合のみ 収集手数料 (軽トラック1台4,000円、 2tトラック1台16,000円)	○	可燃ごみ26円/kg、粗大ごみ (畳) 35円/kg 不燃ごみ (搬入許可書があれば無料)
相楽東	笠置町	×		○	可燃ごみ 40円/kg カン類 32円/kg 粗大ごみ (可燃ごみ・カン類以外) 32円/kg
	和束町	×		○	
	南山城村	×		○	
亀岡市		○	品目別定額制 (200～2,400円)	○	可燃ごみ 150円/10kg 埋立ごみ 150円/10kg ※可燃・埋立ともに指定袋で搬入の場合は 不要 粗大ごみ 品目別定額制
船井	南丹市	○	品目別定額制 (1,080～3,780円)	○	(粗大・家電ごみ) 1,080～3,780円/個 (可燃ごみ・資源ごみ等) 無料 ※ただし、搬入ごとに50kgを超える場合 は、378円/10kg
	京丹波町	○	品目別定額制 (1,080～3,780円)	○	
綾部市		○	単純従量制 (411円/20kg、布団・ 寝具類62円/1kg) 収集加算額1,029円/回	○	可燃・不燃ごみ 指定袋を使用*2 粗大ごみ411円/20kg ふとん、寝具類62円/1kg 家電4品目 2,057円/台
福知山市		○	単純従量制 (基本料金1,020円+510円/20kg)	○	可燃・不燃ごみ 200円/20kg 粗大ごみ 200円/20kg
舞鶴市		○	品目別定額制 (500～3,000円)	○	可燃ごみ 指定袋を使用*2
宮津市		○	品目別定額制 (500～3,000円)	○	可燃・不燃ごみ 500円/50kg 資源ごみ 500円/50kg 粗大ごみ 品目別定額制
伊根町		○	有料ごみ (500円/個)	○	有料ごみ 500円/個
与謝野町		—	直接搬入のみ	○	可燃・不燃ごみ 100円/10kg 資源ごみ 100円/10kg 粗大ごみ 100円/10kg
京丹後市		○	定額制 (500円/個)	○	可燃・不燃ごみ 100円/20kg 資源ごみ 100円/20kg 粗大ごみ 100円/20kg

*1 八幡市の粗大ごみについては、品目ごとの料金に加えて、20kgを超える場合、20kgごとに500円の加算 (タイヤ等の処理困難物については、別途500円又は1000円の品目設定あり)

*2 定期収集ごみ用の指定袋を使用

6 事業系ごみの有料化状況

平成29年4月1日現在

市町村名 (事務組合)		収集ごみ		直接搬入ごみ
		実施形態	収集対象と処理手数料	受入対象と処理手数料
京都市		許可	可燃ごみ 1,000円/100kg	可燃ごみ・粗大ごみ (産業廃棄物を除く) 100kgまで 1,000円/100kg 101kgから600kgまで 1,500円/100kg 601kgから 2,000円/100kg
乙訓	向日市	許可	可燃ごみ 1,400円/100kg	可燃ごみ 1,400円/100kg
	長岡京市	許可		
	大山崎町	許可		
城南	宇治市	直営	可燃ごみ・不燃ごみ 1ヶ月の排出見込量により ～3,000L 140円/40L 3,001～10,000L 290円/40L 10,001L～ 340円/40L (毎週5日以上収集は20%加算) 臨時ごみ 350円/100L	可燃ごみ 1,500円/100kg
	城陽市	—	—	可燃ごみ 1,500円/100kg 不燃ごみ 1,500円/100kg
	久御山町	—	—	可燃ごみ 1,500円/100kg
	八幡市	許可	可燃ごみ 1,500円/100kg	可燃ごみ 1,500円/100kg
	井手町	—	—	不燃ごみ 1,500円/100kg
	宇治田原町	—	—	
	京田辺市	許可	可燃ごみ 150円/10kg	可燃・不燃ごみ 150円/10kg 資源ごみ(紙類) 150円/10kg
相楽西	木津川市	許可	可燃ごみ 28円/kg	可燃ごみ 28円/kg
	精華町	許可	可燃ごみ 28円/kg	可燃ごみ 28円/kg
相楽東	笠置町	許可	可燃ごみ 40円/kg	可燃ごみ 40円/kg
	和束町	許可	カン・粗大ごみ 32円/kg	カン・粗大ごみ 32円/kg
	南山城村	許可		
亀岡市		許可	可燃ごみ 150円/10kg	可燃ごみ 150円/10kg
船井	南丹市	許可	可燃ごみ 162円/10kg	可燃ごみ 162円/10kg ※ただし、搬入ごとに50kgを超える場合は、378円/10kg
	京丹波町	許可		
綾部市		—	—	可燃ごみ 411円/20kg
福知山市		許可	可燃ごみ 410円/20kg	可燃ごみ 410円/20kg 不燃ごみ 410円/20kg
舞鶴市		許可	可燃ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 400円/10枚(45L) 620円/10枚(70L) 790円/10枚(90L)	可燃ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 400円/10枚(45L) 620円/10枚(70L) 790円/10枚(90L)
宮津市		委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 金額設定は家庭用と同じ 粗大ごみ 品目別定額制	可燃ごみ 500円/50kg 不燃ごみ 500円/50kg 資源ごみ 500円/50kg 粗大ごみ 品目別定額制
伊根町		委託	有料ごみ 500円/個	有料ごみ 500円/個
与謝野町		委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含まない)を使用	可燃・不燃・資源ごみ 100円/10kg 粗大ごみ 100円/10kg
京丹後市		許可	家庭ごみと同額 指定袋は、可燃ごみと不燃ごみのみ	可燃・不燃・資源ごみ 100円/20kg 粗大ごみ 100円/20kg

7 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況

平成29年4月1日現在

市町村名	開始年度	補助対象				補助内容
		コンポスト 容器	EM容器	電気式 処理機	その他	
京 都 市	H18	○		○		補助率:1/2。 上限:コンポスト4,000円、電気式35,000円。 再申請(5年以内は不可) 補助率:1/3。 上限:コンポスト3,000円、電気式25,000円。
向 日 市	H6	○	○	○		補助率:1/2。 上限:コンポスト・EM4,000円(1世帯2基まで)、 電気式10,000円(1世帯1基まで)。
長 岡 京 市	事業廃止 (~H28)	○	○	○	○	補助率:1/2。 上限:コンポスト・EM(1世帯2基まで)10,000円、非電動式(1世帯1基まで)10,000円、電動式(1世帯1基まで)20,000円。
大 山 崎 町	H15	○	○	○		補助率:1/2。 上限:20,000円。5,000円未満は対象外。5年以内再申請不可。
宇 治 市	H6	○	○	○		補助率:1/2。 上限:コンポスト・EM4,000円(1世帯2基まで)、 電気式(1世帯1基まで)20,000円。
城 陽 市	H5	○	○	○		補助率:1/2。 上限:コンポスト・EM4,000円(1世帯2基まで)、 電気式(1世帯1基まで)20,000円。
久 御 山 町	事業廃止 (~H25)					
八 幡 市	事業廃止 (~H14)					
京 田 辺 市	H4	○	○	○		補助率:1/2。 上限:コンポスト・EM4,000円、 電気式20,000円(H12.4~)。
井 手 町	H8	○	○	○		補助率:1/2。 上限:コンポスト・EM4,000円、 電気式20,000円(H12.5~)。
宇治田原町	H6	○	○	○		補助率:1/2。 上限:20,000円(1世帯2基まで)。
木 津 川 市	H18 (合併時)	○	○		○	補助率・上限:1/2(生ごみ処理容器・20,000円※電気式は対象外)、3/4(雨水タンク・30,000円)。 5年以内の再申請不可。
笠 置 町	H5	○		○		補助率:1/2。 上限:コンポスト3,000円、電気式20,000円。
和 東 町	H9	○	○	○		上限:コンポスト6,000円、電気式30,000円
精 華 町	H13	○	○	○		補助率:1/2。 上限:20,000円(EM容器は1世帯2基まで)、5年以内再申請不可。
南 山 城 村	H6	○		○		補助率:購入価格の範囲内。 上限:コンポスト6,000円(1世帯2基まで)、 電気式:30,000円(1世帯1基まで)
亀 岡 市	H4	○	○	○		補助率:1/2。 上限:20,000円(コンポスト1世帯2基まで、電気式1世帯1基まで)。 5年以内再申請不可
南 丹 市	H18 (合併時)	○	○	○	○	補助率:1/4。 上限:コンポスト2,000円(1世帯2基まで)、 電気式20,000円。 可燃ごみ収集庫(集落単位で設置するもの)で、1台につき2/3以内、上限50,000円。
京 丹 波 町	H17 (合併時)	○	○	○		上限:コンポスト3,000円(1世帯2基以内)、電気式20,000円(1世帯1台)。 5年以内再申請不可。
綾 部 市	-					
福 知 山 市	事業廃止 (~H22)					
舞 鶴 市	H6	○	○	○		補助率:1/2。 上限:コンポスト・EM4,000円(1世帯2基まで)、 電気式20,000円(H17.10~)。
宮 津 市	事業廃止 (~H20)					
与 謝 野 町	H17 (合併時)	○	○	○	○	補助率:1/2。 上限:コンポスト5,000円(1世帯2基まで)、 電気式15,000円(平成28年度のみ予定だったが、29年度も継続)
伊 根 町	H12	○	○	○		補助率:1/2。 上限:30,000円。
京 丹 後 市	事業廃止 (~H17)					
合 計		20	17	19	4	

8 生ごみ堆肥化容器等の補助実績(平成28年度)

(単位: 台、円)

市町村名	コンポスト容器		EM容器		電気式処理機		その他	
	補助数量	決算額	補助数量	決算額	補助数量	決算額	補助数量	決算額
京 都 市	38	91,900			227	5,473,400		
向 日 市	0	0	コンポスト容器に含む		4	40,000		
長 岡 京 市	0	0	4	4,400	10	194,500		
大 山 崎 町	0	0	0	0	5	10,000		
宇 治 市	3	6,000	1	1,300	19	356,000		
城 陽 市	7	19,500	0	0	10	162,100		
久 御 山 町								
八 幡 市								
京 田 辺 市	2	4,580	0	0	8	154,110		
井 手 町	0	0	0	0	0	0		
宇 治 田 原 町	3	20,600	0	0	0	0		
木 津 川 市	5	18,700	0	0	0	0		
笠 置 町	1	1,640	0	0	0	0		
和 束 町	1	4,980	0	0	2	60,000		
精 華 町	2	16,500	4	7,000	7	139,600		
南 山 城 村	0	0			1	30,000		
亀 岡 市	12	68,500			9	176,000		
南 丹 市	1	1,245			4	55,504		
京 丹 波 町	11	33,000			21	420,000		
綾 部 市								
福 知 山 市								
舞 鶴 市	12	43,200	6	9,200	19	350,700		
宮 津 市								
伊 根 町	1	3,500			1	28,500		
与 謝 野 町	11	47,200			18	256,700		
京 丹 後 市								
合 計	110	381,045	15	21,900	365	7,907,114	0	0

9 廃家電4品目及び廃パソコンの回収状況

平成29年4月1日現在

市町村名	廃家電4品目	廃パソコン	備 考
京都市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収
向日市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
長岡京市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は量販店が中心の回収システム
大山崎町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
宇治市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	
城陽市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	H26.10から、使用済小型家電回収ボックス投入口に入る大きさのノートパソコンは回収している。
久御山町	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、H28.4から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
八幡市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	
京田辺市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	使用済小型家電として、廃パソコンを回収している。
井手町	回収ルート＋行政回収A	回収ルート＋行政回収A	
宇治田原町	回収ルート＋行政回収A	回収ルート＋行政回収A	H27.10から小型・ノートパソコンについては使用済小型家電回収ボックスでの回収を実施
木津川市	回収ルート＋行政回収A	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、H26年度より小型家電リサイクル事業によるBOX回収を実施中
笠置町	回収ルート＋行政回収B	回収ルート	
和束町	回収ルート＋行政回収B	回収ルート	
精華町	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃家電の義務外品は、小売店、量販店と連携した回収システム 廃パソコンは、小型のラップトップのみ使用済小型家電の対象
南山城村	回収ルート＋行政回収B	回収ルート	
亀岡市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、H27年10月より小型家電リサイクル事業によるBOX回収を実施
南丹市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	
京丹波町	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	
綾部市	回収ルート＋行政回収A	回収ルート	
福知山市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては小型家電として回収
舞鶴市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃家電の義務外品の回収は一部の小売店の協力により回収 廃PCについては小型家電リサイクル事業による回収
宮津市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
伊根町	回収ルート＋行政回収A	回収ルート	
与謝野町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
京丹後市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム

■廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機）

回収ルート：家電リサイクル法に基づく回収ルートのみで行政回収は行わない

回収ルート＋行政回収A：小売業者に引取義務があるものは行政回収しないが、義務外品は行政回収する

回収ルート＋行政回収B：回収ルートのほか、義務品、義務外品を問わず行政回収する

行政回収C：義務品、義務外品を問わず、全て行政回収する

■廃パソコン

回収ルート：資源有効利用促進法に基づく回収ルートのみで行政回収は行わない

回収ルート＋行政回収A：回収ルートが基本であるが、行政回収も行っている

行政回収B：基本的に全て行政回収する

10 廃小型家電の回収状況

平成29年4月1日現在

市町村名	廃小型家電の 分別回収方法	BOX設置場所 (BOX回収の場合のみ)	回収対象	引渡先	平成28年度 回収実績 (kg)
京都市	BOX回収、拠点回収、 ピックアップ回収、	商業施設16箇所 市施設18箇所 駅5箇所 その他対面回収7箇所	30×40×40cm以内の全ての家電※ ※ パソコン、石油・灯油ストーブを除く	小型家電リサイ クル法上の認定 事業者	148,380
向日市	認定事業者の宅配便方式を 利用した回収		政令指定品目	小型家電リサイ クル法上の認定 事業者	675.5
長岡京市	宅配便回収サービス	無	3辺の合計が ϕ 140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン	2,066
大山崎町	宅配便回収サービス	無	3辺の合計が ϕ 140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン	
宇治市	BOX回収	市役所 公民館 コミュニティセンター（計12か所）	特定対象品目すべてのうち投入口（200mm×400mm） に入るもの	(株)イー・アー ルジャパン	8,848
城陽市	BOX回収	市役所（1箇所） 市公共施設（6箇所） コミセン（6箇所） 老人福祉施設（4箇所）	政令指定品目16分類、64品目 ただし、縦20cm、横40cm、奥行 30cmの投入口に入るものに限る。	小型家電リサイ クル法による認 定事業所	2,880
久御山町	平成28年4月からBOX回収実 施	久御山町役場（1箇所） 生涯学習センター「ゆうホール」 （1箇所） まちの駅「クロスピアくみやま」 （1箇所）	16分類の特定対象品目 投入口（42cm（W）×22cm（H））に入るもの	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	2,810
八幡市	平成29年7月から拠点回収開 始（BOX回収）	市役所（2箇所） 市内拠点（9箇所）	16分類の特定対象品目 投入口（40cm（W）×20cm（H））に入るもの	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	
京田辺市	BOX回収	市役所（1箇所） 市内拠点（4箇所）	投入口（35cm×15cm）に入るもの	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	6,490
井手町					
宇治田原町	平成27年度10月からBOX回収 方式で回収	町役場（1箇所） 町総合文化センター（1箇所） 郵便局（1箇所）	特定対象品目すべて	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	391
木津川市	拠点回収、ピックアップ回 収	市役所他（4箇所）	政令指定品目すべて	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	9,840
笠置町	BOX回収 イベント回収	役場（1箇所）	投入口（縦20cm×横35cm）に入るもの （家庭から出る使用済小型家電に限る）	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	70.21kg
和束町	BOX回収 イベント回収	役場・体験交流センター（2箇所）	投入口（縦20cm×横35cm）に入るもの （家庭から出る使用済小型家電に限る）	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	506.23Kg
精華町	BOX回収 イベント回収	役場庁舎（1箇所） コミュニティセンター（1箇所） 町立体育館（1箇所） 老人福祉施設（1箇所）	小型家電リサイクル法に基づく特定対象16品目 投入口（25cm×15cm）に入るものに限る。	JX金属敦賀リ サイクル	1,437
南山城村	BOX回収 イベント回収	役場（1箇所）	携帯電話、ノートパソコン、DVD、ビデオデッ キ、MD・CDプレーヤー、USBメモリ、電子 辞書、ゲーム機等（ただし投入口（縦20cm×横 35cm）に入るものに限る）	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	33.1
亀岡市	BOX回収 イベント回収	市施設（11箇所）	特定対象品目16分類で投入口（150mm×400mm）に 入るもの	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	2.9
南丹市					
京丹波町					
綾部市					
福知山市	ピックアップ回収	—	政令指定品目28種	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	77,230
舞鶴市	BOX回収、ピックアップ回収	市役所等公共施設（6箇所）	BOX回収：投入口（縦15cm×横30cm）に入るもの ピックアップ：政令指定品目すべて	小型家電リサイ クル法によ る認定事業者	212.885
宮津市					
伊根町	その他（不燃ごみ収集後 ピックアップ回収）	無	その他（具体的に決定していない）	引渡し無	2
与謝野町	拠点回収	最終処分場	パソコン、家電リサイクル法対象以外の家電製品	三重中央開発	20,060kg
京丹後市	BOX回収	市庁舎（6箇所） 図書館・地域公民館（6箇所） 廃棄物処理施設（5箇所）	投入口（60cm×25cm）に入るもの	小型家電リサイ クル法による認 定事業者	54,180kg

11 水銀使用廃製品の回収状況

平成29年4月1日現在

市町村名	水銀使用廃製品の 分別回収方法	回収対象	回数	費用
京都市	拠点回収 移動式拠点回収	蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計 乾電池、ボタン電池	拠点回収：随時 移動式拠点回収：年 間400回程度	無料
向日市	ステーション回収	蛍光管、乾電池	月2回	無料
	拠点回収	水銀体温計、水銀血圧計 水銀温度計、乾電池	開庁時	無料
長岡京市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池	月2回	無料
	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
大山崎町	ステーション回収	蛍光灯、筒型乾電池	月2回	無料
	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
宇治市	—	—	—	—
城陽市	ステーション回収	廃蛍光管・廃乾電池・水銀血圧計 ・水銀体温計	月2回	無料
	拠点回収	廃蛍光管	月1回	無料
久御山町	ステーション回収	水銀体温計、乾電池、ボタン電池	週5回	無料
八幡市	ステーション回収	蛍光管、体温計、温度計、乾電池	隔週1回（地域ごと 別曜日）	無料
	拠点回収	蛍光管	毎日	無料
京田辺市	ステーション回収	乾電池	隔月	無料
	ピックアップ回収	蛍光管、体温計、鏡、血圧計	—	無料
井手町	—	—	—	—
宇治田原町	—	—	—	—

木津川市	拠点回収	蛍光管、乾電池	随時	無料
	その他（市役所持込み）	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
笠置町	—	—	—	—
和束町	—	—	—	—
精華町	拠点回収（4カ所）	蛍光灯	月1回	無料
南山城村	ステーション回収 （粗大ごみ）	蛍光灯（管）、体温計、血圧計、温度計	月1回	無料
	ボックス回収	乾電池、ボタン電池	2、3ヶ月1回	無料
亀岡市	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計		無料
南丹市	ステーション回収	水銀含有物	電池1回/月、その他1回/3ヶ月	無料
	戸別回収	水銀含有物	随時	有料
	直接搬入	水銀含有物	随時	有料（多量の場合）
京丹波町	ステーション回収	水銀含有物	電池1回/月、その他1回/3ヶ月	無料
	戸別回収	水銀含有物	随時	有料
	直接搬入	水銀含有物	随時	有料（多量の場合）
綾部市	ステーション回収	蛍光管、乾電池、 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	月1回	無料
福知山市	ステーション回収	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計 水銀血圧計、乾電池、ボタン電池	月2回	無料
舞鶴市	ステーション回収、 直接搬入	蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、 血圧計、乾電池、ボタン電池	月一回	無料
宮津市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池、 ボタン電池、水銀体温計	月1回	無料
伊根町	ステーション回収	蛍光管、乾電池	月1回	無料
与謝野町	—	—	—	—
京丹後市	ステーション回収	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、 水銀血圧計、乾電池、ボタン電池	月1回	無料

12 適正処理困難物の回収状況

平成29年4月1日現在

市町村名	化学 薬品	農薬	タイ ヤ	バッテ リー	ボン ベ	消火 器	溶 剤・ 塗料	医療器具				大型 家電	自動 二輪 車	条件付き受入の場合の条件
								注射 針	注射 筒	バッグ 類、 チュー ブ類	脱脂 綿、 ガーゼ			
京 都 市	条件1	条件1	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	条件2	×	×	1 移動式拠点回収(回収は元学区単位で2年に1回の回収)に限り排出することができる。 2 医療器具については、原則医療機関へ返却としているが、在宅医療で使用した点滴バッグについては、医療機関への返却が困難な場合に限り、針を取り除いたうえで、家庭ごみとして排出することができる。
向 日 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
長 岡 京 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
大 山 崎 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
宇 治 市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 点滴用バッグ、チューブ、注射針を除く注射器(在宅医療器具)に限る 2 リサイクル券購入及び収集運搬費3,000円/台を支払った場合
城 陽 市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 何重にもビニール袋に入れ、安全確保したものは、「燃やすごみ」へ排出は可能 2 リサイクル券購入及び収集運搬費3,000円/台を支払った場合
久 御 山 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費3,000円/台を支払った場合
八 幡 市	×	×	条件1	条件1	条件1	条件1	×	×	×	○	○	条件2	×	1 持ち込みの場合、有料で引き取り 2 義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
京 田 辺 市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 家庭から出るものに限る 2 リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
井 手 町	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 在宅医療の器具で、医療機関へ返却困難かつ鋭利部が突出しないもの 2 義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
宇治田原町	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	条件	×	義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合 医療器具については、原則医療機関等への引取りを依頼
木 津 川 市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 医療器具については、原則医療機関へ返却。在宅医療で使用したものについては、針等の鋭利なものを取り除いた上で燃やすごみとして排出可能 2 リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
笠 置 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
和 束 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
精 華 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	50cc未満
南 山 城 村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
亀 岡 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
南 丹 市	×	×	×	条件1	×	×	×	条件2	条件2	条件2	○	○	条件3	1 普通乗用車まで(大型のものは持ち込みに限る。) 2 針は金属類(安全対策をして)、容器は洗ってビニール類 3 50cc未満のみ
京 丹 波 町	×	×	×	条件1	×	×	×	条件2	条件2	条件2	○	○	条件3	1 普通乗用車まで(大型のものは持ち込みに限る。) 2 針は金属類(安全対策をして)、容器は洗ってビニール類 3 50cc未満のみ
綾 部 市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	条件3	1 点滴用バッグ、チューブ、注射針を除く注射器(在宅医療器具)に限る 2 義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬料金を支払った場合 3 50cc未満のみ
福 知 山 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
舞 鶴 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	×	×	感染性でないもの
宮 津 市	×	×	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	×	×	×	1 少量、紙等に吸収させて燃やす 2 プラスチック製容器包装(点滴ボトルを除く)
伊 根 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
与 謝 野 町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
京 丹 後 市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

調査対象品目：
化学薬品(農薬・溶剤を除く)、農薬(園芸用を含む)、タイヤ、バッテリー、小型ガスボンベ、消火器、溶剤・塗料、医療器具等、
大型家電製品(冷蔵庫冷凍庫、洗濯機、エアコン、テレビ)、自動二輪車(オートバイ・原付自転車)

○…受入している ×…受入していない 条件…条件付きで受入している

13 ごみ処理基本計画の策定状況

平成29年4月1日現在

市町村名	策定年月(予定)	名 称
京 都 市	H27. 3	新・京都市ごみ半減プランー京都市循環型社会推進基本計画(2015ー2020) ～資源の更なる有効利用と環境負荷の低減を目指して～
向 日 市	H29. 3改定	向日市一般廃棄物処理基本計画
長 岡 京 市	H29. 3改定	長岡京市一般廃棄物処理基本計画
大 山 崎 町	H19. 3	大山崎町一般廃棄物処理基本計画
宇 治 市	H21. 3改定	宇治市第2次ごみ処理基本計画
城 陽 市	H24. 5改定	城陽市ごみ処理基本計画
久 御 山 町	H28. 3改定	久御山町ごみ処理基本計画
八 幡 市	H29. 3	第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画
京 田 辺 市	H28. 2改定	京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
井 手 町	H14. 10改定	井手町ごみ処理基本計画
宇 治 田 原 町	H7. 3	ごみ処理基本計画
木 津 川 市	H22. 11	木津川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
笠 置 町	H15. 3	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(東部じんかい処理組合で策定)
和 束 町	H15. 3	
精 華 町	H29. 3改定	精華町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
南 山 城 村	H15. 3	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(東部じんかい処理組合で策定)
亀 岡 市	H25. 3改定	亀岡市ごみ処理基本計画
南 丹 市	H22. 3改定	一般廃棄物処理基本計画書(船井郡衛生管理組合で策定)
京 丹 波 町		
綾 部 市	H28. 3改定	綾部市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
福 知 山 市	H28. 3改定	福知山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)
舞 鶴 市	H28. 4改定	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
宮 津 市	H26. 3	宮津与謝地域広域ごみ処理基本計画
伊 根 町	H26. 3	
与 謝 野 町	H26. 3	
京 丹 後 市	H27. 3改定	京丹後市一般廃棄物処理基本計画
合 計	策定市町村 26市町村	

14 生活排水処理基本計画の策定状況

平成29年4月1日現在

市町村名	策定年月(予定)	名 称
京 都 市	H29. 3	平成29年度一般廃棄物処理実施計画
向 日 市	H29. 3改定	生活排水処理基本計画
長 岡 京 市	H29. 3改定	生活排水処理基本計画
大 山 崎 町	H19. 3	生活排水処理基本計画
宇 治 市	H26. 3	宇治市生活排水処理基本計画
城 陽 市	H14. 1	城陽市生活排水処理基本計画
久 御 山 町	H25. 2改定	久御山町生活排水処理基本計画
八 幡 市	H29. 3	八幡市生活排水処理基本計画
京 田 辺 市	H11. 3	京田辺市生活排水処理基本計画
井 手 町	H14. 11	生活排水処理基本計画
宇 治 田 原 町	H27. 12改定	宇治田原町生活排水処理基本計画
木 津 川 市	H14. 12	山城町生活排水処理基本計画
	H15. 3	木津町生活排水処理基本計画
	H16. 1	加茂町生活排水処理基本計画
笠 置 町	H23. 4改定	笠置町生活排水処理基本計画
和 束 町	H27. 6改定	和束町生活排水処理基本計画
精 華 町	H28. 3	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画
南 山 城 村	H26. 12改定	南山城村生活排水処理基本計画
亀 岡 市	H26. 3改定	第5次亀岡市生活排水処理基本計画
南 丹 市	H23. 2改定	南丹市生活排水処理基本計画
京 丹 波 町	H17. 12	京丹波町生活排水処理基本計画
綾 部 市	H14. 3	新綾部市水洗化総合計画
福 知 山 市	H24 改定	生活排水処理基本計画
舞 鶴 市	H22. 4 改定	舞鶴市生活排水処理基本計画
宮 津 市	H19. 3	宮津市生活排水処理基本計画
伊 根 町	H22. 3改定	生活排水処理基本計画
与 謝 野 町	H18	与謝野町生活排水処理基本計画
京 丹 後 市	H27. 3改定	京丹後市一般廃棄物処理基本計画
合 計	策定市町村 26市町村	

15 放置車両対策条例等の制定状況

平成29年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京 都 市	S60～	京都市自転車等放置防止条例	有
	H14～	京都市自動車放置防止条例	有
向 日 市	S57～	向日市自転車等の駐車秩序に関する条例	無
長 岡 京 市	S58～	長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例	無
大 山 崎 町	H6～	大山崎町自転車等の駐車秩序の確立に関する条例	無
宇 治 市	H8～	宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
	H3～	宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例	有
城 陽 市	S61～	城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例	無
	H9～	城陽市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
久 御 山 町	H8～	久御山町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
八 幡 市	H9～	八幡市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
京 田 辺 市	H6～	京田辺市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
井 手 町			
宇 治 田 原 町			
木 津 川 市	H19～	木津川市放置自転車の発生防止及び適正な処理に関する条例	有
笠置町	H9～	笠置町放置自動車防止条例	有
	H24～	笠置町自転車等の放置防止に関する条例	無
和 束 町	H7～	和束町放置自動車防止条例	有
精 華 町	H7～	精華町放置自動車防止条例	有
	H9～	精華町自転車等の放置防止に関する条例	有
南 山 城 村	H7～	南山城村放置自動車防止条例	有
亀 岡 市	H5～	亀岡市放置自転車の防止に関する条例	無
南 丹 市	H18～	南丹市放置自転車等の防止に関する条例	無
京 丹 波 町	H18～	京丹波町放置車の防止に関する条例	無
綾 部 市	H10～	綾部市自転車等の放置防止に関する条例	無
福 知 山 市	H7～	福知山市自転車等の放置防止に関する条例	無
舞 鶴 市	H19～	舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例	無
宮 津 市			
伊 根 町			
与 謝 野 町	H17～	与謝野町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	無
京 丹 後 市	H16～	京丹後市自動車放置防止条例	無
合 計	22市町村 27条例		

16 ポイ捨て条例の制定状況

平成29年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京 都 市	H9～	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	有
向 日 市	H26～	向日市のまちを美しくする条例	無
長 岡 京 市	H18～	長岡京市まちをきれいにする条例	無
大 山 崎 町	H14～	大山崎町生活環境美化に関する条例	無
宇 治 市	H12～	宇治市環境美化推進条例	有
城 陽 市			
久 御 山 町			
八 幡 市	H18～	八幡市美しいまちづくりに関する条例	有
京 田 辺 市	H10～	京田辺市まちをきれいにする条例	無
井 手 町	H11～	井手町環境保全条例	無
宇 治 田 原 町	H19～	宇治田原町まちをきれいにする条例	有
木 津 川 市	H19～	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	有
笠 置 町			
和 束 町			
精 華 町	H23. 7～	精華町まちをきれいにする条例	無
南 山 城 村			
亀 岡 市	H17～	亀岡市環境美化条例	無
南 丹 市	H18～	南丹市美しいまちづくり条例	無
京 丹 波 町			
綾 部 市			
福 知 山 市			
舞 鶴 市	S59～	舞鶴市環境美化条例	無
宮 津 市	H20. 1～	宮津市安全で美しいまちづくり条例	無
伊 根 町			
与 謝 野 町	H18～	与謝野町のまちを美しくする条例	無
京 丹 後 市	H16～	京丹後市美しいふるさとづくり条例	無
合 計	17市町 17条例		

17 資源ごみ持ち去り禁止条例の制定状況

平成29年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京 都 市	H23～	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	無
向 日 市			
長 岡 京 市			
大 山 崎 町			
宇 治 市			
城 陽 市			
久 御 山 町			
八 幡 市			
京 田 辺 市	H26～	京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例	無
井 手 町			
宇 治 田 原 町			
木 津 川 市	H26～	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(一部改正)	有
笠 置 町			
和 束 町			
精 華 町			
南 山 城 村			
亀 岡 市			
南 丹 市			
京 丹 波 町			
綾 部 市			
福 知 山 市	H24～	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(一部改正)	無
舞 鶴 市	H16～	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(一部改正)	無
宮 津 市			
伊 根 町			
与 謝 野 町			
京 丹 後 市			
合 計	5市 5条例		

18 その他廃棄物関係条例の制定状況

平成29年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称
京 都 市	H5～	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (平成27年3月改正, 同年10月施行)
向 日 市	H9～	向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
長 岡 京 市	S51～	長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
大 山 崎 町	H9～	大山崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
宇 治 市	S47～	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
城 陽 市		
久 御 山 町	S48～	久御山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
八 幡 市	H17～	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
京 田 辺 市	H26～	京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例
井 手 町	S52～	井手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
宇 治 田 原 町	H21～	宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
木 津 川 市	H26～	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
笠 置 町	S55～	笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例
和 束 町	H10～	和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
精 華 町	S55～	精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
南 山 城 村	H12～	南山城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例
亀 岡 市	H13～	亀岡市循環型社会推進条例
南 丹 市	S48～	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	H24～	船井郡衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
	S48～	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	H17～	京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例
京 丹 波 町	H20～	京丹波町PCB廃棄物等の持込み禁止に関する条例
	H24～	船井郡衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
綾 部 市	H9～	綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
福 知 山 市	S48～	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
舞 鶴 市	H6～	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
宮 津 市	H7～	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
伊 根 町	H13～	伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
与 謝 野 町	H18～	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	H18～	与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例
京 丹 後 市	H16～	京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	H16～	京丹後市一般廃棄物処理施設設置条例
	H16～	京丹後市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例
合 計		25市町 32条例

19 廃棄物減量等推進審議会・協議会等の設置状況

平成29年4月1日現在

市町村名	設置年度	名 称
京 都 市	H5～	京都市廃棄物減量等推進審議会※
	H8～	京都市ごみ減量推進会議
向 日 市		
長 岡 京 市	H26～	長岡京市廃棄物減量等推進審議会※
大 山 崎 町		
宇 治 市	H10～	宇治市廃棄物減量等推進審議会※
城 陽 市	H8～	城陽市廃棄物減量等推進審議会※
久 御 山 町	H15～	久御山町循環型社会推進委員会
八 幡 市		
京 田 辺 市	H25～	京田辺市ごみ減量化推進審議会※
井 手 町	H22～	井手町ごみの減量化対策検討委員会
宇 治 田 原 町		
木 津 川 市	H22～	木津川市廃棄物減量等推進審議会※
笠 置 町	H7～	笠置町ごみ減量化推進協議会
和 束 町	H5～	和束町環境美化推進委員会
精 華 町	H7～	精華町生ごみ減量・堆肥化推進協議会
南 山 城 村		
亀 岡 市	H13～	亀岡市循環型社会推進審議会※
南 丹 市	H18～	南丹市環境美化推進委員
京 丹 波 町	H17～	京丹波町環境推進委員
綾 部 市		
福 知 山 市	H8～H25	福知山市ごみ端会議
舞 鶴 市	H9～	舞鶴市廃棄物減量等推進審議会※
宮 津 市	H7～	宮津市廃棄物減量等推進審議会(休止中)※
伊 根 町	H13～	伊根町廃棄物減量等推進審議会
与 謝 野 町		
京 丹 後 市	H16～	京丹後市廃棄物減量等推進審議会※
合 計		19市町 20審議会・協議会等

(注)※印は廃棄物処理法第5条の7によるもの

20 廃棄物減量等推進員の委嘱状況

平成29年4月1日現在

市町村名	委嘱	廃掃法第5条8による委嘱		廃掃法第5条の8によらない委嘱	
		委嘱開始年度	委嘱人数	委嘱開始年度	委嘱人数
京 都 市	有	H6～	※		
向 日 市					
長 岡 京 市	有			H15～	73
大 山 崎 町					
宇 治 市					
城 陽 市					
久 御 山 町	有			H8～	11
八 幡 市					
京 田 辺 市					
井 手 町					
宇 治 田 原 町	有	H20～	40		
木 津 川 市	有	H19～	18		
笠 置 町					
和 束 町					
精 華 町					
南 山 城 村					
亀 岡 市	有			H12～	300
南 丹 市	有			H18～	181
京 丹 波 町	有			H17～	93
綾 部 市	有	H11～	441		
福 知 山 市	無			H8～H25	27
舞 鶴 市	有			H28～	12
宮 津 市	有	H7～	休止中		
伊 根 町	有			H21～	6
与 謝 野 町					
京 丹 後 市					
合 計	13市町	5市町		7市町	

(注)※京都市では休止中

21 一般廃棄物の不法投棄対策

平成29年4月1日現在

市町村名	講じている対策					その他
	看板の 設置	郵便局 との協 力制度	監視カ メラの 設置	パトロール 専任職員に よる定期パ トロール	住民との連携	
京 都 市	○	○			常習的な不法投棄に悩む地域団体に、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与	・企業や郵便局と連携した不法投棄監視通報制度の実施 ・委託による夜間、早朝パトロールを実施
向 日 市	○		○			・不法投棄等監視パトロールの実施（委託） ・市内巡回パトロール及び立ち番の実施 ・監視カメラの設置
長 岡 京 市	○			○		職員による日常及び夜間パトロール
大 山 崎 町	○	○			環境美化推進員、住民からの通報	監視員によるパトロールの実施（委託）
宇 治 市	○	○		○	不法投棄監視パトロール（委託による実施）	不法投棄防止柵の設置
城 陽 市	○					市環境監視員、ごみ減量推進課職員、管理課による不法投棄監視等パトロール
久 御 山 町	○				自治会・住民からの通報	塵芥収集車が町内巡回時にパトロールを併せて実施・不法投棄監視パトロールを定期的の実施、警告看板の設置
八 幡 市	○	○			自治連合会と連携し、投棄物にシールを貼り連絡してもらう	不法投棄監視パトロールを定期的の実施
京 田 辺 市	○		○	○	区・自治会、住民からの通報等により現地調査及び区・自治会において収集した不法投棄ごみの回収	不法投棄監視パトロールを土・日曜日夜間も実施、監視カメラの設置
井 手 町	○				不審な車輛等が山間部へ向かった時、住民からの通報	不法投棄監視パトロールを定期的の実施
宇 治 田 原 町	○	○	○		まちをきれいにする推進員からの情報提供	生産森林組合との通報協力制度の実施
木 津 川 市	○		○		広報、区及び住民からの通報等により現地調査、ごみ減量等推進員からの連絡	不法投棄パトロールの実施、不法投棄監視カメラ等の設置
笠 置 町	○			○	区及び住民からの通報	定期的にパトロール
和 束 町	○				区及び住民からの通報	パトロール、投棄物の撤去
精 華 町	○				自治会、住民からの通報	ごみ収集員によるパトロール
南 山 城 村	○				区、自治会、住民からの通報	職員による不法投棄物の撤去
亀 岡 市	○	○	○	○	通報体制の整備	パトロール、不法投棄物の撤去
南 丹 市	○	○（一部）		○	各地域（環境美化推進員を中心に）からの、情報提供をお願いしている	不法投棄監視パトロールの実施
京 丹 波 町	○				各区環境推進委員及び住民からの通報	職員による日常パトロール
綾 部 市	○	○			廃棄物減量等推進員（441名）等を通じ情報提供を求める 自治会、住民からの通報	不法投棄防止パトロールの実施
福 知 山 市	○	○		○	自治会、住民からの通報	不法投棄防止パトロールの実施（委託）
舞 鶴 市	○		○			監視パトロールの実施（委託）
宮 津 市	○	○			自治会への不法投棄状況調査を実施	不法投棄廃棄物の回収
伊 根 町	○	○		○	自治会、住民からの通報	不法投棄監視パトロール及び不法投棄回収を実施
与 謝 野 町	○		○	○	ボランティアで監視・清掃の協力有り	緊急雇用対策でパトロール員を雇用
京 丹 後 市	○	○	○		住民からの通報、ボランティア清掃者支援	不法投棄防止用ネットの設置
合計	26	12	8	10		

22 ごみ減量・リサイクル関係の取組

平成29年4月1日現在

市町村等名	取 組 内 容
京都市	○廃食油燃料化事業 家庭から排出される使用済てんぷら油を回収、市独自の燃料化プラントにおいてバイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車136台と市バス104台の燃料として使用している。
	○移動式拠点回収 「資源物」と「出し方がわからない」などといった理由から捨てられないままになりがちな石油類や薬品などの「有害・危険ごみ」を地域の身近な場所で回収している。（元学区単位で資源物は毎年、有害・危険ごみは2年に1回の回収）
	○雑がみの分別・リサイクルの全市展開 リサイクルできる紙類の中で、分別・リサイクルがあまり進んでいない「雑がみ」について、平成26年6月から、①地域の「コミュニティ回収」による回収、②古紙回収業者による回収、③「小型金属類・スプレー缶」の定点収集日での回収を3つの柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開を開始している。
	○拠点回収の拡大 リユースびん、乾電池、紙パックをはじめとする16品目の資源物について、回収拠点の増加を図っている。
	○マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等に関する協定 レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するため、市内のスーパーや商店街、市民団体、京都市レジ袋有料化推進懇談会と協定を結び、各主体が連携して取組を進めている。
	○マイボトル推奨等サポート事業 KYOTOエコマネー事業終了後、マイボトル対応の店舗等に関する市民への広報等の支援を行っていくため、マイボトル対応の店舗や衣料品自主回収を実施する店舗について、本市が推奨店として認定、登録し、公表する「マイボトル推奨等サポート事業」を平成27年4月に創設。
向日市	○リサイクル「ひまわり市」の開催 市内の在住者等から出店者を募り、家庭の不用品などを持ち寄って販売するフリーマーケットを毎年1～2回開催している。
	○向日市ごみ減量推進協力店制度 ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる環境にやさしい店を「ごみ減量推進協力店」として認定する制度。
	○廃食油の回収支援 廃食油の自主回収を行う個人又は団体に、回収容器やのぼり等を貸与している。
	○ノーレジ袋・マイバッグ運動 街頭にてのぼりの設置や、チラシ入りティッシュの配布を行い、レジ袋の使用を抑制、及びマイバッグ等の持参を啓発している。
長岡京市	○エコタウン推進事業 各自治会等でごみ減量化推進に向けての取組事業を実施。
	○環境フェア ごみの減量とCO2削減を目指し、家庭で不要になった品物を無償で提供いただき、環境保全団体が各種環境イベントにおいて安価で販売することにより、リユースの成果を視覚化できる事業です。
	○出前講座 家庭ごみの分別方法やリサイクルの推進のため、小学校・保育所・自治会において職員が出向き出前講座を実施している。
	○マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減等の啓発 廃棄物減量等推進員と共に、市内量販店（5店舗）の店頭で街頭啓発のほか、のぼり旗・広報紙・ホームページによる啓発を実施
大山崎町	○町民リサイクル制度 家庭で使用しなくなった物品について、住民間で譲り合って再利用していただくよう情報を収集、紹介する制度を実施。
	○古紙回収事業 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、ダンボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
	○フリーマーケット「ママ達のリサイクル&手作り市」の開催 町内の子育てママ達が出店者を募り、不用となった品や手作り品等のフリーマーケットを年に数回開催している。
宇治市	○廃食油の回収支援 廃食用油の自主回収を行う町内会等に対して回収容器やのぼり等を貸与している。

市町村等名	取 組 内 容
	○環境フェスタ 宇治市内の環境に対する取組みを実演やパネル展示を通して理解してもらい、市民のごみの減量や分別意識を啓発する事業です。 ○てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電 市内に１２ヶ所の拠点を立てて分別収集を行っている。 ○たべきりフェスタ 著名人による講演や映画上映、啓発展示など、食品ロスの削減をテーマとしたイベントを開催している。 ○環境教育 保育・幼稚園児や小学生を対象に、紙芝居やごみ分別ゲーム、パッカー車の見学等の内容で環境教育を行い、ごみ減量やリサイクルの大切さを伝えている。
城陽市	○廃食用油の回収 市内に３０か所の拠点を設けて、廃食用油の回収を行っている。 ○使用済小型家電の回収 市内に１７箇所の拠点を設けて、使用済小型家電の回収を行っている。 ○廃蛍光管の回収 市内に１１箇所の拠点を設けて、廃蛍光管の回収を行っている。 ○産業まつりでごみの分別やリサイクルの展示 城陽市産業まつりの会場内に、ごみ減量推進課専用ブースを設け、家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、パネル等を展示して市民に啓発を行っている。 ○まちづくり出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの推進のため、申し込みがあれば、各団体に職員が出向いて、城陽市まちづくり出前講座を実施している。
久御山町	○廃食用油の回収 町内に３５ヶ所の拠点の他、役場分庁舎内に回収場所を設けて、廃食用油の回収を行っている。 ○ペットボトルキャップの回収 町関連公共施設等に専用回収箱を設けて、ペットボトルキャップの回収を行っているほか、プラマーク製品として回収している。 ○古紙回収事業 新聞・段ボール等の回収をし、再生業者に引き渡している自治会等に対して補助金を交付している。 ○出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、申し込みがあれば自治会等に職員が出向いて出前講座を実施している。 ○使用済小型家電の回収 町内３箇所にBOXを設けて、使用済小型家電の回収を行っている。
八幡市	○レジ袋削減キャンペーンの実施 市内のスーパー等において、レジ袋削減・マイバッグの持参キャンペーンを実施。 ○廃食用油の回収 市内に拠点を設けて、廃食用油の回収を行っている。 ○古紙回収事業 新聞・段ボール等の回収をし、再生業者に引き渡している自治会・子供会に対して奨励金を交付している。 ○出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、申し込みがあれば各自治会や団体等に出向いて出前講座を実施している。
京田辺市	○リユース・リサイクル活動 市民団体「エコパークかなび」と協働で、リサイクルプラザの常時展示場でリユース品の販売や、不用品を材料としたものづくり教室を開催。平成23年6月より、駅前にも常設展示場を設置。 ○剪定枝チップ化物の利用 剪定枝を粉碎処理し、チップ化・腐葉土化したものを、市民を対象に無料配布している。
井手町	○廃食用油の回収 町内１ヶ所の拠点を設けて住民から回収した廃食用油を、それをバイオディーゼル燃料に変換している業者に引き渡している。 ○古紙回収事業

市町村等名	取 組 内 容
	新聞紙等の古紙を回収し古紙再生業者に引き渡している自治会・子供会に対して補助金を交付している。
宇治田原町	○紙ごみリサイクルの完全実施 全自治会で古紙の集団回収を実施し、再生可能な紙ごみを可燃ごみの対象品目から除外し、全てリサイクルしている。 ○廃食油の回収 町内に16ヶ所の拠点を設けて回収した廃食油と学校給食調理場や保育所から回収した廃食油をバイオディーゼル燃料に再生利用している。 ○ペットボトルキャップの回収 ごみ減量推進のため、エコキャップ運動に参画し、町内18ヶ所の回収拠点を設けてペットボトルキャップを回収している。 ○まちづくり出前講座 家庭ごみの分別方法や3Rの取組について申込みに応じて出前講座を実施している。
木津川市	○地域内完結リサイクルシステム 集団住宅のモデル地区（2地区）において、住民が生ごみを分別して敷地内に設置する生ごみ処理機に投入し、できた堆肥を地元農家が利用し、生産された農産物をモデル地区周辺にて、朝市などで販売する地域内循環システムを運営しています。 ○リユースコーナーの運営 リサイクル研修ステーションでは、市民の方から提供のあった不用品の展示・無償引渡しを行っております。広報誌面で「ゆずります・ゆずってください」のコーナーを掲載し、広く市民の皆さんに利用してもらっています。 ○古紙集団回収事業 ごみの減量化と資源としての有効利用を促し、住民と行政によるごみ問題解決への社会意志の高まりを図るため、予算の範囲内において補助金を交付しています。補助実績は、H28年度5円/kgで、11,538,535円です。 ○マイバッグの推進 レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するため、廃棄物減量等推進員の会と協力しマイバッグ作りの講習会やイベントなどでマイバッグの配布を行い、啓発を行っている。 ○環境まつり・フリーマーケットの開催 環境まつりとして、家庭で不用となった服などを譲り受け、無償でのリユース（有効利用）、古布ぞうりやエコ手芸品の販売、堆肥の無料配布などのイベントを開催しています。また、民間商業地を借用し、家庭から出る不用品の有効利用や住民自らのごみ減量化を目的にフリーマーケットの開催を行っています。
笠置町	○古紙回収事業 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
和束町	○ごみ減量化推進地区支援事業 家庭から排出される生ごみを地域で自主的に減量化及び資源化することに取り組む団体に対し、大型生ごみ処理機を設置することにより、ごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする事業。 ○古紙回収事業 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
精華町	○剪定枝・草の堆肥化事業 公益社団法人精華町シルバー人材センターで実施する刈草を堆肥化し、ごみ減量を図る取り組みに対し補助金を交付しています。できた堆肥はせいか祭りでの配布や同センターで一般販売を実施。 ○蛍光灯リサイクル 使用済蛍光灯を回収拠点（町施設）において回収し、リサイクル処理を実施。 ○古紙類リサイクルの実施 自治会子供会等で古紙回収事業を実施していただき、再生可能な古紙、古布類、その他のリサイクルできる紙を燃やすごみの対象から除外し、リサイクルしている。 ○廃食用（天ぷら）油の回収 自治会や住民ボランティアを募集し、回収容器やのぼりを貸与して拠点となっただき、廃食用油を回収して、バイオディーゼル原料として再利用している。 ○使用済小型家電リサイクル実証事業 小型家電リサイクル法に基づく特定対象16品目を拠点でのBOX回収及びイベント回収を実施。（回収拠点は、町役場・町立体育館・コミュニティーホール、地域福祉施設）回収した使用済小型家電は、国認定事業者に引渡し、再生処理を実施。 ○マイボトル普及推進キャンペーン ペットボトルごみの削減に向けて、マイボトルの利用促進を図るため、マイボトルのメリット情報等を広報誌面等を通じて発信している。

市町村等名	取 組 内 容
	○使用済みインクカートリッジの回収 プリンターメーカー6社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済インクカートリッジの回収ボックスを役場に設置。
南山城村	○使用済小型家電の回収 役場庁舎内に回収ボックスを設けて、使用済小型家電の回収を行っている。
	○古紙回収事業 村内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
亀岡市	○クリーンかめおか推進会議 ・ポスター、川柳、標語など啓発作品の募集 ・環境フェスタ（啓発作品の表彰、展示、研修など）の実施 ・3R推進月間に係る街頭啓発（啓発物品の配布） ・ダンボールコンポスト講習会の開催
	○環境フェスタ 各種団体共催で、ごみの減量・資源化を推進するイベントを開催している。
	○出前タウンミーティング 3Rの推進等について、自治会や団体等の依頼に応じて出前講座を実施している。
	○施設見学会 市内小学生、自治会、団体等を対象に、ごみ焼却施設及び埋立処分施設の見学会を行い、ごみの減量・資源化についての説明会を実施している。
南丹市	○リサイクルの日 毎月8日をリサイクルの日と定め、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、古布（古着）などを「資源の館」で拠点回収している。
	○廃食用油の回収 市役所本庁、支所で廃食用油を回収、また市内の学校、給食センターなども廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再資源化を行っている。
京丹波町	○使用済みインクカートリッジの回収 プリンターメーカー6社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済インクカートリッジの回収ボックスを町役場及び支所に設置。
	○廃食用油の回収 町役場で廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再資源化を行っている。
綾部市	○古紙回収用保管庫設置費補助金制度の実施 可燃ごみの約40%が紙類ということから、ごみ減量と再資源化の促進を図るため、地域住民がいつでもだせる古紙回収用保管庫を設置した自治会に対して、保管庫設置経費の2/3を補助する。（上限は5万円）
	○あやべ古紙再生プロジェクトの実施 可燃ごみの約40%を占める紙類の資源化に取り組むため、プロジェクトに参画し雑がみを含む古紙を回収する自治会に支援をしている。
	○綾部市クリーンセンター施設見学 クリーンセンターの施設見学とごみ減量など環境行政の取組や推進について説明をしている。
	○環境に関する出前講座の実施 ごみ減量、3Rの推進等環境問題について、依頼に応じて講座を実施する。
	○リユース事業の実施 クリーンセンターにおいて、まだ使用できる家具などを展示し、希望者に抽選で提供したり、市民から提供を受けた子供服を展示し、必要とする市民に無償で提供している。
福知山市	○環境パーク施設見学会 ごみ処理施設、リサイクル施設、埋立処分場の見学会とごみ処理行政や3Rの取組についての説明会を実施。
	○リサイクルプラザ体験教室 家庭で不用となった紙パックや布を使ったリメイクやリフォームの教室を開催している。
	○環境問題出張講座 依頼に応じて、ごみ処理等に関する出張講座を実施。
	○廃食用油の回収

市町村等名	取 組 内 容
	廃食油の自主回収を行う団体に、1L当たり4円の報奨金を支給している。
	○リユース事業の実施 リサイクルプラザにおいてまだ使用できる自転車や家具などを施設内で修理再生し、希望者に抽選で販売している。
舞鶴市	○マイ・リサイクル店認定制度 簡易包装や買い物袋持参運動等に協力してもらえる店舗を「マイ・リサイクル店」として登録し、ごみ分別ルールブック等を通じて市民へ広報している。
	○リサイクル・フリーマーケットの開催 家庭で不要になった衣類・雑貨・日用品などを必要とする人に安価に提供するため、毎年開催している。
	○再生品の展示及び提供 リサイクルプラザにおいて、まだ使用できる家具などを施設内で再生し、希望者に抽選で提供したり、市民から提供を受けた子供服を常時展示し、必要とする市民に無償提供したりしている。
	○「環境に優しい買い物キャンペーン」 3Rの推進及びマイバッグ持参等の啓発を広報紙に掲載。
	○出前授業の実施 市内の小学校4年生を対象に実施。市のごみ分別ルールやごみ減量の取組みを紹介し、ごみを減らすために、自分ができることを考えてもらう機会にしている。
	○廃食用油の回収 廃食油の自主回収を行う団体に対して、回収容器の提供及び報奨金を交付している。
	○古紙等回収事業 古紙類・アルミ類・繊維類を自主回収し、再生業者に引き渡している団体に対して報奨金を交付している。
宮津市	○出前講座 ごみ分別等について、自治体や団体等の依頼に応じて出張講座を実施している。
	○廃食用油の回収 バイオマス資源としての利活用のため、市役所や各地区公民館に回収ボックスを設置し、HP等で広報を実施することでNPO法人の廃食用油回収の支援を行っている。
伊根町	○リユースショップの開設（H21.12～） ご家庭で不要となったまだ使えるものを持ち込み、必要とする人が無料で持ち帰っていただくリユースショップを開設している。
与謝野町	○出前講座 ごみ処理について、依頼に応じて出張講座を実施している。
	○廃食用油の回収 町内に拠点を立てて住民から回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に再生利用している。
京丹後市	○職員まちづくり出前講座 ごみ処理について、依頼に応じて出張講座を実施している。
	○廃油の回収支援 NPO法人の行う廃油回収に対し、回収ボックス設置場所の提供や市の収集カレンダーへの記載等の支援を実施している。
	○古紙リサイクル推進 市内の古紙回収団体の行う集団回収に対して、補助金を交付し古紙リサイクルを推進している。
	○小学生等の峰山クリーンセンター施設見学 峰山クリーンセンターの施設見学を実施し、廃棄物処理の工程を学習することで廃棄物の減量やリサイクルの推進など、環境意識の高揚を図っている。
	○木材チップの利用 剪定枝などの枝木を破碎し、土壌改良材や防草チップとして提供している。
乙訓環境衛生組合	○リサイクルフェアの開催 各再生工房で再生した家具や自転車、ガラス製品の販売、施設見学や啓発コーナーによりごみ減量やリサイクルの啓発を実施している。
	○工芸教室の開催 資源ごみ等の有効かつ効果的な資源再生利用の促進とごみ減量及びリサイクルに対する意識の向上を目的とした各種教室を開催している。
	○親子教室の開催

市町村等名	取 組 内 容
	親子で一緒に廃材等を活用した物を作ることにより、資源の有効利用及びリサイクルの大切さを学んでもらうことと子供たちが今後の日常生活の中でリサイクル意識の育つ環境の充実を図ることを目的とし実施している。 ○マイバッグキャンペーン 組合広報紙や上記リサイクルフェア等で啓発を実施している。 ○施設見学 近隣の小学生及び住民等に組合内施設の見学を通じ、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。
城南衛生管理組合	○廃食用油の回収等 庁舎に廃食用油回収容器を常設し、住民が持参した廃食油をＢＤＦ燃料として有効利用するとともに、リサイクル工房で廃食油を活用して石鹼を作成している。 また、廃食油回収容器設置場所では、捨てるにはもったいない衣服・着物の回収も行い、リサイクル工房で住民に譲渡している。 ○環境まつり フリーマーケット、ガラス及び衣服のリサイクル教室・作品展示、環境に関する展示・工場見学等を実施している。 ○剪定枝チップ化物の利用 剪定枝をチップ化して住民等へ配布し、マルチング材や土壌改良材として利用されている。 ○リサイクル工房の運営 「エコ・ポート長谷山」において、再生自転車の組立・修理を行う自転車工房やリサイクル衣服の譲渡（有料）・和服等のリメイク・小物作りを行う衣服工房、資源ごみ等を使ったガラス工房を開催している。 また、市役所・小学校・各種団体等の施設にて、出前講座を開催する等、ごみ減量・リサイクル等の環境に関する広報・啓発を実施している。
相楽東部広域連合	・毎月の広報誌による住民へのごみの出し方・分別等を啓発を行っている。 ・連合のホームページにごみの分別リストを掲載。
船井郡衛生管理組合	○リサイクル週間 毎年、6月と10月に「減量・リサイクル週間」として期間を定め、構成市町の施設及び管内事業所などに啓発ポスターを貼り出す。 ○出前講座の実施 ごみ減量、３Ｒの推進等環境問題について、構成市町からの依頼に応じて講座を実施する。

23 事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組

平成29年4月1日現在

市町村名	内 容
京 都 市	平成27年3月に策定した「新・京都市ごみ半減プラン」において、「ごみ量を平成12年のピーク時から平成32年度までに半減させる」という目標を掲げており、近年では下記の取組を進めている。 ・許可業者搬入手数料の改定（H20.4より段階的に引き上げ、H26.4から、1000円/100kgに改定） ・持込ごみ手数料の改定（H21.10） ・告示産業廃棄物の受入廃止による民間資源化施設への誘導（H21.10～） ・事業系一般廃棄物の透明袋による排出義務化（H22.6～） ・事業ごみ減量ニュースレターの発行（H23.7創刊。年4回程度発行） ・搬入物検査の実施及び排出事業者指導の強化（H27～） ・「しまつのこころ条例（京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）」の施行により事業所から出るリサイクル可能な紙類の分別義務化（H28～）
向 日 市	ごみ処理費用に応じた処理手数料の徴収及びごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化等を推進するため、料金制度の見直しと合わせて、適正な事業系ごみ処理手数料の設定を検討
長 岡 京 市	
大 山 崎 町	
八 幡 市	搬入ごみの分別の徹底及び紙ごみの再資源化推進について指導。
京 田 辺 市	許可業者への展開検査、それに伴う指導の強化。
井 手 町	ごみの分別徹底について広報誌に毎月啓発。 産業廃棄物ごみの処理の指導。
京 丹 波 町	広報紙等による啓発を行っている。
綾 部 市	紙ごみの再資源化について依頼、指導。
福 知 山 市	ごみの搬入申請書に、減量・リサイクルの記入欄を設け、取り組みを促している。 また、古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼している。
舞 鶴 市	平成17年10月からの可燃ごみ有料化の実施の際に、事業者向けに有料化の周知及びリサイクル促進を内容とするチラシを作成し、市内の各事業所に郵送するとともに、公民館をはじめとする市内公共施設に配架
城南衛生管理組合	古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼・指導している。
船井郡衛生管理組合	許可業者に対して、回収する食品残渣については出来るだけ他のものと分別し、指定処理場においてバイオ処理を行うよう依頼・指導。
精華町	古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼・指導している。